

道路の掘削ならびに復旧の手引き

令和5年12月5日
高知県高知土木事務所道路管理課

1 はじめに

この「道路の掘削ならびに復旧の手引き」(以下「手引き」という。)は、高知土木事務所管内において、高知県が管理する道路(以下「道路」という。)に地下占用物件(電線、水管、ガス管、下水道管等)を設けるため、あるいは修繕等のため路面の掘削ならびに舗装復旧工事等(以下「占用工事」という。)を行う場合に適用する。

占用工事を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路法をはじめとする各種関係法令等及び「高知県建設工事共通仕様書」のほか、「道路の掘削並びに技術基準について(平成14年3月22日付13道第657号高知県土木部長通知)」(以下「通知」という。)および手引きに基づき、また、高知土木事務所長(以下「道路管理者」という。)の指示に従い、適切に施工しなければならない。

2 原則

占用工事における道路の復旧は、道路の機能を掘削前と同等にすること。

3 掘削工事

- (1) 舗装部分の掘削幅は必要最低限とする。道路の状況により土留工法とする場合は、矢板の打設等について事前に道路管理者と協議すること。
- (2) 舗装部分の切断は、原則として直線かつ路面に垂直に行い、舗装カッター等を用いるなど舗装面が粗雑にならないように、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 視覚障害者用誘導ブロック(以下「点字ブロック」という。)のある歩道(自歩道を含む。以下同じ。)を掘削する場合は、点字ブロックから原則0.6m以上間隔をあげなければならない。なお、困難な場合は、別途対策を講じなければならない。
- (4) 透かし掘り(たぬき掘り)、えぐり掘りは禁止する。開削または推進工法もしくはこれに準ずる工法により施工すること。側溝等の道路工作物がある場合は、サヤ管(保護管)等打ち抜き施工をすること。完了報告時には当該個所の掘削、復旧状況が分かる写真を提出すること。
- (5) 埋設深(掘削深)は原則、通知のとおりとするが、他の占用物件の影響を受ける場合または受けることが予想される場合は、現地の状況または将来の占用状況を総合的に勘案し、慎重に決定すること。

4 埋戻し

(1) 埋戻し材は、下記を参考に適正な材料を用いることとし、いずれもごみや汚泥、環境に有害な影響を与える物質を含んではならない。

① 路床については、再生砕石、切込砕石、または良質土(「建設発生土利用基準」土質区分基準による第1種及び第2種の発生土で、土質改良を行わなくてもそのまま埋戻しに使用可能なもの)

② 路体については、良質土又は改良土(土質改良材の選定と添加量は、現場に応じた品質を満足するよう室内試験を実施して決定すること。)

(2) 埋戻し材の締固めについては、次の方法によらなければならない。

① 一層の仕上がり厚を路体は30cm、路床は20cm以下とし、層毎に振動ローラーやランマー等を使用して平坦にかつ十分締固めること。また、狭い箇所や側面に構造

物等がある場合は転圧不足になりがちなことから、小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めを行うこと。

② 埋設物の周辺及び上端10cmまでは、砂の水締めで埋め戻すなど、適切な措置を講じること。

③ 掘削の際に土留め矢板等を使用した場合は、路床の施工完了前に引抜きを行い、再度十分に転圧を行うこと。原則、埋殺しは認めないものとする。

5 舗装復旧工事

- (1) 舗装復旧工事は原則、通知により行うが、浅層埋設ができる管種、管径のものについては、「道路の掘削並びに復旧工事に係る技術基準(抜粋)」(別紙1)(以下「技術基準」という。)のとおりとする。
- (2) 車道部について、埋戻しを行った後の仮復旧工事は即日施工し、当日中に完了しなければならない。ただし、やむを得ない場合で、掘削箇所の安全面に十分な措置を講じることが条件として道路管理者が認めた場合はこの限りでない。また、歩道部については原則として直ちに本復旧工事を施工すること。
- (3) 車道部の本復旧工事は、路面の沈降・陥没等を防止するため、仮復旧工事完了後1ヶ月以上一般交通に供した後に施工し、当日中に完了しなければならない。ただし、工事の規模及び工程管理上、やむを得ないと道路管理者が認めた場合はこの限りでない。その場合の施工時期等は別途協議により決定すること。
- (4) 前項ただし書きによる施工を行った場合は、申請者において、後述の「7 かし担保等」で規程される期間中、定期的(月1回以上)に現場を巡回し、道路管理者に状況を報告するとともに、施工箇所に路面の沈降・陥没等の不具合を認めた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。
- (5) 申請者は、本復旧工事が完了したときは速やかに、履行が確認できる写真(施工前後、施工中の各工程の様子、使用した資材等)を添付した道路占用工事完了届を道路管理者に提出し、確認を受けなければならない。
- (6) 申請者は 本復旧工事完了の確認において、道路管理者から手直しの指示を受けたときは速やかに、申請者の負担において直ちに手直しを行わなければならない。
- (7) 申請者は、仮復旧工事の完了後から本復旧工事の完了までの期間、定期的に現場を巡回し、施工箇所に路面の沈降・陥没等の不具合を認めた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。

6 舗装構成、舗装幅等

- (1) 仮復旧の舗装材料は原則、加熱アスファルトを使用すること。ただし、復旧面積が小規模で本復旧までの期間が短く、かつ交通量の少ない箇所においては、道路管理者の了解を得て、常温アスファルトとすることができる。
- (2) 本復旧の舗装構成は、原則「アスファルト舗装仕様書」(別紙2)のとおりとする。ただし、復旧部分が小規模の場合は、現況の舗装構成によるものとする。
- (3) 表層部分の舗装幅は、道路法施行規則第4条の4の7に則り行うことを基本とするが、原則、車道・歩道の別に掘削の状況に応じて下記のとおりとする。原則どおりの施工が著しく困難な場合や小規模の占用工事の場合等、やむを得ないと道路管理者が認めた場合(特例)は、この限りでない。(「技術基準」参照)

① 車道(縦断掘削)

ア 幅員4.0m未満の道路では、全幅

イ 幅員4.0m以上の道路では、影響幅が車道中央線を越えない場合は中央線まで、越える場合は全幅(複数車線の場合は当該車線を越えない場合は当該車線

まで、越える場合は複数車線分)

ウ 延長(車道縦断方向)は、影響幅

② 車道(横断掘削)

ア 影響幅以上(2.0m以上とすること)

イ 延長(車道横断方向)は、①アイに準じる

③ 歩道(縦断掘削)

ア 原則、全幅とする。ただし、歩道の幅員が非常に広い場合は、協議により、影響幅を確保することを前提に絶縁線(点字ブロック等)までとすることができる。

イ 延長(歩道縦断方向)は、影響幅

④ 歩道(横断掘削)

ア 影響幅以上(2.0m以上とすること)

イ 延長(歩道横断方向)は、③アに準じる

いずれの場合も、斜め占用した場合は、道路に垂直になるように施工すること。また、横断歩道等に段差が生じる等歩行者等の安全な通行の妨げになる場合は、別途、協議のうえ決定する。

(4) 道路の縦断勾配が9%を超える場所又は凍結の恐れのある場所には滑り止め舗装を行うこと。

(5) コンクリート舗装、平板ブロック、インターロッキングブロック等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。

7 かし担保等

(1) 占用工事において、仮移設または損傷を与えた道路附属物は、原状に回復させなければならない。

(2) 占用工事において、道路管理者が行う工事完了確認の後2年間(推進工法により施工の場合は5年間)のうちに道路及び道路附属物に不具合が生じた場合で、その占用工事が原因であることが明らかな場合は、道路管理者の指示に従い、申請者の負担において直ちに補修しなければならない。また、その内容については速やかに道路管理者に報告しなければならない。緊急を要する等の理由により、やむを得ず道路管理者が補修した場合は、後日、補修に要した費用を申請者が負担しなければならない。

なお、申請者において故意または重大な過失のある場合は、この期間を超えても上記の責を負わなければならない。

8 第三者との紛争

占用工事により、また、占用工事を起因として生じた第三者との紛争は、申請者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。また、その内容については速やかに道路管理者に報告しなければならない。

9 制限

「道路占用許可申請手続マニュアル」((3) 占用物件の設置を伴う工事(占用工事)に関する注意事項)のほか、下記のとおりとする。

(1) 完了検査後の一定期間(概ね5年)は原則、占用工事を禁止する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から③のいずれかに該当する場合で、かつ道路管理者と事前に協議し許可を得た場合は占用工事を認める。ただし、②に該当する道路の本復旧については全幅復旧を基本とする。

① 災害予防又は事故復旧(漏水、ガス漏れ、電力供給、路面沈下)等、危険防止のためのもの

- ② ガス又は水道の各戸供給管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの
- ③ その他緊急を要するもの

10 疑義

手引きに掲げた事項に関する疑義又はこの手引きに定めのない事項については、道路管理者と申請者が協議のうえ別途定めるものとする。